

会 議 録 概 要

会議の名称	第1回障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領検討部会		
開催日時	平成27年(2015年)5月13日(水)14時00分~15時40分		
開催場所	障害福祉センターひまわり4階研修室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	健康福祉部障害福祉課	傍聴者数	2人
公開しなかった理由			
出席者	委員	星屋委員(部会長)、古井委員(副部会長)、辻川委員、岡田委員、田中委員、湯川委員、徳山委員以上、7名	
	事務局	直川健康福祉部長、宮城健康福祉部次長、貴志健康福祉部次長、垂水課長、野村主幹、山本主幹、大中主幹、藤本課長補佐、中野係長、吉川主査、室田	
	その他		
議題	<p>(1) 障害者差別解消法施行に向けた豊中市の取り組み及び部会の役割</p> <p>(2) 「(仮称)障害者差別を解消するための豊中市職員対応要領(原案)」について</p>		
審議等の概要	別紙のとおり		

議事要旨

○事務局より配布資料の確認、定足数の報告

【案件1】障害者差別解消法施行に向けた豊中市の取り組み及び部会の役割

(委員)

- ・市職員対応要領は最終的に市民に公表するのか。

(事務局)

- ・27年度中に公表する予定。現在、10月に市職員対応要領が策定されてすぐに公表するのか、職員研修がある程度終わってから公表するのか庁内で詰めている。

【案件2】「(仮称)障害者差別を解消するための豊中市職員対応要領(原案)」について

(部会長)

- ・市職員対応要領に事例はできるだけ多く入れていく予定か。
- ・国や府で障害者が差別を受けた事例の募集があったが、委員から記載してほしい事例について要望があればできるだけ多く入れるというスタンスなのか。市職員対応要領には主な事例を入れていくのか。

(事務局)

- ・市職員対応要領は、職員が対応する際の判断材料になるものでなければならないが、服務規程の一環とする扱いとなるため、事例に普遍的でないものが入ると実務上困る場合がでてくる。大阪府が実施した障害者が差別を受けた事例の調査結果については今の段階では市職員要領に記載しきれていないが、できるだけ掲載する事例は充実させていくよう検討する。

(委員)

- ・市職員対応要領の対象範囲の障害者について、難病患者等という文言をいれてほしい。全般的に追記できるところは追記してほしい。

(事務局)

- ・追記する方向で検討する。
- ・国の基本方針では、難病患者という書き方ではなく、その他心身の機能の障害がある者となっている。難病よりもっと広いカテゴリーをさしていると考え、同じ表現にしている。

(委員)

- 法が対象とする障害者はいわゆる障害者手帳の所持者に限られない、とあり、その後に「なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。」となっている。特に精神障害と記載する必要はないのではないか。特に3障害に区分する必要はないと思う。どこに分類されるというのではなく、手帳の所持者には限られないということであれば特に入れる必要はない。高次脳機能障害も含まれるとの記載で十分だと思った。
- 「なお、」に続けて「高次脳機能障害、難病者なども含まれる」と書いてはどうか。

(副部長)

- 高次脳機能障害がまだ世間的には知られていない状況下で、障害種別が精神障害に含まれることを広める必要があると考えるのであれば、精神障害に含めるということを記載すればよいと思う。
- 難病についての言及は必要だと思う。

(部長)

- 発達障害や高次脳機能障害は都道府県によっては障害種別の扱いが違う場合がある。記載の検討をお願いしたい。

(事務局)

- 国の基本方針では、その他心身の機能の障害の次に括弧して「(難病に起因する障害を含む。)」という書き方になっている。これを参考にしながら、難病という言葉が入るように検討できていると思っている。国の定義の中で、「法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。」とあるので、国の方針に倣った書き方にしている。難病の言及については、国の書き方に倣えば確実であると思っている。

(委員)

- 職員が読んでわかりやすく、また後に市民に公表するのであれば、市民が読んでわかりやすいほうがよい。
- 障害を理由とする不当な差別的取扱いの定義の意味がわからない。「正当な理由なく、障害者を障害者でない者であって、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ者より不利に扱うこと」と書いてあるが、非常にわかりにくい。

(委員)

- 「ア 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会

の提供を拒否するまたは提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付することなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している」のほうの内容としてはわかりやすい。

(副部会長)

- 「不当な差別的取扱い」という文言について、差別の定義がはっきりなされていないこともあるが、もともと差別は不当なものであると考えられるため「不当な」という文言をとることも考えられると思う。
- 過重な負担について、差別的取扱いについて過重な負担があったら認められるということにもなりかねないということが、「不当な」という文言に含まれていると考えられる。過重な負担が例示されているが、過重な負担であっても客観的に見て障害者の権利が脅かされているという状況であれば、市として改善に向かう努力をするのか、それに対する方針を立てるのか、は重要な点である。

(委員)

- 非常に難しい表現が多いため、もう少し易しく表現してもらいたい。
- 「社会的障壁」「社会モデル」等、一般の人にとって馴染みの無い文言については注釈を記載してほしい。
- 市職員対応要領の対象範囲となる「分野」を「日常生活及び社会生活全般」としているが、大阪府のガイドラインを参考に「福祉サービス」「医療」等、具体的場面がわかるようにしたほうがよいのではないか。

(事務局)

- 一般原則を分かりやすい表現に変え、例についても文章表現を含めて再考する。構成としては、定義があり、判断の視点を示している。それぞれ不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の義務については、職員が判断できるよう工夫していく。
- 庁内の課長級会議では、市職員対応要領は国の基本方針に倣った文言で作成したほうがよいかもしれないが、わかりやすい版も合わせて作成したほうがよいのではないかという意見も出ている。今後検討していきたい。

(委員)

- 合理的配慮の対象になるものとならないものの区別が非常に難しいと思う。環境の整備でバリアフリーを進めると言われているが、音響信号機、点字ブロックの施設が問題になっている。

(事務局)

- 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の義務、環境の整備が柱となるが、それぞれ定義と判断の視点、留意点という3本の柱で判断ができるようになっている。
- 「不当」や「過重」について、国の基本方針の言葉の使い方、国の定義をふまえた上で豊中市の職員対応要領を作成するため、豊中市としてどこまでやるかを今後庁内会議で固めていく。言葉一つ一つ大事に検討したい。検討したものを再度示す。

(委員)

- 過重な負担の判断について、「過重な負担については、本市及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と書いてあるが、ここで言う事業者は何をさすのか。

(事務局)

- 市の事業を執行する立場になる民間事業者、委託先や指定管理者等をさしている。

(委員)

- 過重な負担に関して、市と事業者において判断するとなっているが、行政という立場上、過重かどうかは民間企業よりも非常に狭い概念が重要だと思う。行政は最大限、障害者の自由を尊重した判断にする等、前向きな文言は入れられないか。

(副部長)

- 障害当事者の権利という観点から、過重な負担については、市及び事業者で判断するというのではなく、障害当事者の声が聞かれ、判断がなされる、また説明がなされることが重要である。障害当事者、事業所や市職員等で構成される差別解消支援地域協議会等を設置され、個別の事案について検討するということになっていくのか。
- 市職員対応要領を公表する際に、いかに公平公正に障害当事者の意見を反映し配慮について判断していくのかについて、検討することが大切だと考える。今の記載内容では、市とサービス機関で判断すると読み取られるかもしれない。

(部長)

- 過重な負担という文言で逃げてしまわれぬか、という危惧がある。ある程度、過重な負担な限度等についての表現を検討してもらえたらありがたい。

(事務局)

- 今の課題について、判断要素が5点列挙してあるが、判断プロセスや、どういう方々が参画した、どういう場で判断していくかについては検討し、再度報告する。

- 合理的配慮と環境の整備の差が非常にわかりにくい。合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり応急避難的に行われるものである。一方、例えば交通費の減免、信号機の設置、点字ブロックの敷設等は恒常的な措置、改善措置となるもので、環境の整備に当たる。市職員対応要領においても、具体例を挙げているが、再度整理してわかりやすいものにする。

(部会長)

- 合理的配慮の例としては、知的障害者向けのLブックやわかりやすい案内書、大きな本を作成したり、知的障害者の人が理解しやすいようゆっくり話すことや、文字を大きくする、絵を入れてわかりやすいものにする等がある。

(委員)

- 抽象的な表現の部分がわかりにくい。読む側にとっても具体的に書いてもらったほうがわかりやすい。

(副部会長)

- 環境の整備の判断の視点について、個別に行われる合理的配慮と異なると書いてあるが、判断の視点について意味合いがあまり伝わらないので説明をお願いしたい。

(事務局)

- 合理的配慮の違いと環境の整備の違いについての説明ということか。

(副部会長)

- 合理的配慮の中に環境の整備が含まれていると理解しているが。

(事務局)

- 法律上は、合理的配慮については行政が法的義務になっており、事業者は努力義務である。環境の整備は行政も事業者も努力義務になっており、対応が異なる。判断プロセスが異なってくるが、学術的には合理的配慮は幅広く考えられているものか。

(副部会長)

- 合理的配慮の中に環境の整備が含まれているものだと思っていたが。

(委員)

- 障害者差別解消法という合理的配慮の不提供は、法律では当事者の合意、申し出に基づいてという形で定義してあった。そのため、少なくとも差別解消法の中では環境の整備とはまた違う概念として使われている。

(事務局)

- 合理的配慮は、職員個々が仕事をする中で、そのときそのときに事案が発生して対応するもの。一方、環境の整備については、市として予算を確保してバリアフリー化する等の対応である。対応の形態が違うので、個人として対応することと、市として対応することについて分けたほうがわかりやすいと判断した。
- 定義や判断の視点、留意点がわかりやすいかどうかについては今後の課題として、3つの取り組みのそれぞれの定義、判断の視点、留意点の書き方についてわかりやすいように再度整理する。

(部会長)

- 職員対応要領は各市町村単位で作成しなければならないのか。例えば府が作成するものとまったくかけ離れたものになることはないのか。
- 市対応要領は改定を重ねていくのか。
- 大阪府は条例づくりを検討しているそうだが、市職員対応要領は条例と同じような扱いになるのか。

(事務局)

- 対応要領の策定は、地方公共団体は努力義務になっている。府内の多くの自治体は策定する方向で動いていると聞いている。大阪府からは定期的に策定の検討状況について照会がある。大阪府には、大阪府の対応要領が策定されれば情報提供をお願いしますと伝えており、情報交換をしながら策定していきたいと考えている。
- 大阪府の条例については、新聞報道では積極的に策定していくとでていたが、大阪府に確認したところ、策定する、策定しないも含めて検討します、と発表したと聞いた。本市においても、市職員対応要領を策定するとともに地域協議会も設置しながら、今後どのようにやっていくのが望ましいかについて検討していきたい。
- ただ、条例を策定するに当たっては、豊中市は人権条例もあるため、理念的な条例だけではなく、一定の何らかの紛争解決の仕組みづくり等を盛り込んだものにしなければ条例として成り立たないと考えている。また、障害者差別の問題が豊中市域だけで解決できる場合と市域を越える場合がある。大阪府からは、府の地域支援協議会は市町村レベルで難しい紛争解決のバックアップについても検討していく方向性で答申を受けていると聞いている。府の動向もふまえながら、方向性を探していきたいと考えている。

(部会長)

- 今の相談窓口や地域協議会等、今後、組織的に整備しなければならないことがある。障害者自立支援協議会で進めていくことになるのか。

(事務局)

- 差別を受けたという相談は、いろいろな窓口に入り得ると思う。行政、相談支援事業所、場合によってはヘルパーに入ることもあり得る。そのため地域支援協議会では、相談がたらい回しにならないよう、情報共有を進めたり、事例検討したり、役割分担を確認したりする場として構築していかなければならないと考えている。
- 行政の各部署でも障害者差別にかかわる相談というのは入り得る。その場合にどう連携して対応していくかについて、今後庁内で調整し、職員や、公表される市職員対応要領を目指す市民にもわかりやすいよう第4章を充実させていきたい。

(副部会長)

- 障害児には成人の障害者と異なる支援の必要性があることに留意すると記載してあるが、障害のある子どもとその家族に対する対応について、市職員対応要領に含めていくのは非常に重要な点であると思う。

(事務局)

- 対応要領は、市長部局、あるいは行政委員会ごとに分けてつくることも可能であると国から聞き庁内で議論したが、まず1年目は全市職員含めてのものにして、その後、事例の蓄積などの中で必要があれば分けていくことを検討していくこととなった。
- 障害のある子どもやその保護者からの相談も市職員対応要領で対応していきたいと考えている。

(委員)

- 具体例について、正当な理由や過重な負担の例は挙げる必要はないと思っている。ただ、差別の事例や合理的配慮の好事例、合理的配慮の例は具体的に挙げるほうがよいと思う。
- 意思疎通への配慮では、抽象的なものは例にならないので、具体的に入れるとわかりやすいと思う。外出が困難な人に対して郵送での手続を認めるというのは、割と具体的だと思う。個別的な事例になってもよいから具体的にに入れてもらいたい。

(事務局)

- 庁内では「日ごろ障害者と接する機会が少なく、障害者がどのようにお困りなのかがよ

くわからないため、どのような合理的な配慮したらいいかわからない」という意見もある。内閣府が出している障害種別ごとに配慮のポイントが記載されたガイドライン等がホームページにもアップされているので、そういうものを盛り込んだ内容にできないか次の庁内会議で検討したものを出す。次回には議論していただけるよう準備する。

(委員)

- 日本弁護士連合会が平成26年に実施した人権大会で示された障害者権利条約の完全実施を求める宣言においても、合理的配慮の例示を挙げているので参考にできると思う。

(副部会長)

- 千葉県等、障害者差別に係る条例を策定している市では、市民に対して障害者差別の事例と思われる内容についてアンケートをとっている。参考にできると思う。

以上